

長野県中小企業融資制度 東日本大震災復興支援資金のご案内

東日本大震災の影響を受け、事業活動に支障を来たしている事業者の方を対象に、既存制度とは別枠となる「東日本大震災復興支援資金」を創設し、中小企業の資金繰りを支援します。

◆ 貸付対象者（東日本大震災復興緊急保証対象者）

- 特定被災区域内※で地震・津波により直接の被害を受け市町村のり災証明を受けた者
- 特定被災区域内の中小企業者で、売上等が著しく減少（▲10%）した者
- 特定被災区域の事業者との取引関係により、売上等が著しく減少（▲10%）した者
- 今般の震災に起因して急激な取引の減少（キャンセル等）が発生したことにより、売上等が著しく減少（▲15%）した者

※特定被災区域：災害救助法が適用された市町村等（長野県内では栄村が該当）

◆ 東日本大震災復興支援資金の概要

項目	要件
貸付対象者	東日本大震災復興緊急保証を利用する方
貸付限度額	【設備資金】 3,000万円 【運転資金】 5,000万円
貸付利率	年1.5%
貸付期間	【設備資金】 10年以内（うち据置2年以内） 【運転資金】 8年以内（うち据置2年以内）
信用保証料	県と市町村の補助により自己負担はありません。

◆ 取扱期間

平成23年5月23日から平成24年3月31日まで

◆ 長野県北部の地震で直接被災された方

長野県北部の地震で直接被災し、県内市町村のり災証明を受けた方は、貸付利率を引き下げた「災害対策資金（貸付利率年1.3%）」もご利用いただけます。

※災害関係保証または東日本大震災復興緊急保証利用者に限ります。

◆ お問い合わせ先

長野県商工労働部経営支援課（電話：026-235-7200）

又は、地方事務所商工観光（建築）課までお問い合わせください。



ご利用ください。長野県制度資金のご案内

◎県制度資金一覧表（抜粋）

平成23年5月23日現在

こんなときご利用ください	資金名	限度額 (組合は別途)	利率(年)	貸付期間(上限) ()内建物等	据置 ()内建物等	信用保証料
<ul style="list-style-type: none"> ・早期に借入をしたい ・事業資金が必要な方 	中小企業振興資金	設備 1億円 運転 (長期・短期) 5,000万円	2.3% (1年以内2.0%)	設備 7年 (13年) 運転 5年	設備 12月 運転 6月	2.2%以内
<ul style="list-style-type: none"> ・売掛金債権や棚卸資産を担保として借入をしたい 		流動資産担保 運転 5,000万円	2.0%	運転 1年	なし	0.68%
<ul style="list-style-type: none"> ・月々の返済負担を軽減するため、県制度資金を借り換えたい 		緊急借換対策 運転 3,000万円 (県制度資金残高に限る)	2.3%	運転 8年	運転 24月	2.2%以内
<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証7号 ・売上・収益が減少し、経営安定のために資金が必要 	経営健全化支援資金	設備 3,000万円 運転 3,000万円	2.1%	設備 9年 運転 7年	設備 12月 運転 12月	県・市町村補助により 0.44%以内 セーフティネット保証・災害関係保証利用の場合0%
<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット5号 ・セーフティネット1~4、6、8号 ・売上・収益が著しく減少 ・円高等の影響を受け、売上高等が減少している方(緊急円高対策資金) 		特別経営安定対策 設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.8%	設備 9年 運転 7年	設備 12月 運転 12月	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害に被災し、資金が必要 		緊急円高対策資金 運転 5,000万円 ※特別経営安定対策との合計で	【固定】1.8% 【変動】1.5%以内	運転 7年	運転 12月	
		災害対策 設備 3,000万円 運転 3,000万円	1.8% (長野県北部地震で直接被災された方は1.3%)	設備 10年 運転 5年	設備 12月 運転 12月	
<ul style="list-style-type: none"> ・これから創業しようとする方 ・創業間もない方 	創業支援資金	設備 3,000万円 運転 1,500万円 (新規開業予定者は設備・運転合計で2,500万円)	2.1% (借入代表者の年齢が40歳未満の場合は、1.8%)	設備 7年 (10年) 自動車 5年 運転 5年	設備 12月 運転 6月	県・市町村補助により 0.44%以内 創業関連保証・創業等関連保証の場合0%
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業展開を図る方 ・経営革新計画の認定を受けた方 ・先端技術機器を導入する方 ・新分野へ進出しようとする方 ・事業継承をしようとする方 	新事業活性化資金	設備 1億円 新事業活動促進法認定事業者の場合 1.5億円 運転 3,000万円	2.1% (知事が特に認めるものは、1.8%)	設備 7年、9年、10年 (12年、13年) 運転 5年、7年	設備 12月、24月 (36月) 運転 12月	県・市町村補助により 0.44%以内 経営革新関連保証等利用の場合0%
<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化を図ろうとする方 ・地場産業の活性化に取り組む方 ・観光資源を活用して宿泊施設や観光地の活性化に資する施設の整備を図ろうとする方 		地域活性化向け 設備 1億円 運転 3,000万円		設備 7年 (12年) 運転 5年	設備 12月 運転 12月	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境規制に対応するための研究開発、生産設備導入を行う方 ・新エネ、省エネ施設等の整備を行う方 ・事業用建築物の耐震補強を行う方 		防災・環境調和向け 設備 1.5億円 運転 3,000万円		設備 10年 (13年) 運転 7年	設備 24月 (36月) 運転 12月	
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代産業に対し、これから事業転換・新規参入計画を作成しようとする方 ・次世代産業において、これから事業転換・新規参入を開始する方又は、間もない方 		次世代産業向け 設備 1億円 運転 3,000万円		設備 10年 (13年) 運転 7年	設備 24月 (36月) 運転 12月	

まずはお取引の金融機関または最寄りの商工会・商工会議所にご相談ください。

お問い合わせ先

◎ 県庁経営支援課 ☎026-235-7200 または 下記の地方事務所商工観光(建築)課

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 佐久▶佐久市跡部65-1 ☎0267-63-3157 | 木曾▶木曾郡木曾町福島2757-1 ☎0264-25-2228 |
| 上小▶上田市材木町1-2-6 ☎0268-25-7140 | 松本▶松本市大字島立1020 ☎0263-40-1932 |
| 諏訪▶諏訪市上川1丁目1644-10 ☎0266-57-2922 | 北安曇▶大町市大字大町1058-2 ☎0261-23-6523 |
| 上伊那▶伊那市荒井3497 ☎0265-76-6829 | 長野▶長野市大字南長野南県町686-1 ☎026-234-9527 |
| 下伊那▶飯田市追手町2丁目678 ☎0265-53-0431 | 北信▶中野市大字壁田955 ☎0269-23-0219 |

